

きょうどうせいかつしらせい さと していききょうどうせいかつえんじょ ひよもりょう じゅうようじこうせつめいしょ  
**共同生活白竹の里(指定共同生活援助)「日向寮」重要事項説明書**

あなたに対する共同生活援助事業「共同生活白竹の里」日向寮のサービス利用契約を締結される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条に基づき、事業所の概要、提供されるサービスの内容等、契約上の重要な事項について説明するものです。

### 1. 事業者

事業者の名称	しゃかいふくしほうじん せい りゅう かい 社会福祉法人 清流会
代表者氏名	りぢちよう あさい ながよし 理事長 浅井 長可
事務所の所在地	ぎふけんかもぐんしらかわちようあこう ばんち 岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2
電話番号等	でんわ ふあつくす Tel 0574-73-1311 Fax 0574-73-1325

### 2. 事業所

事業所の名称	きょうどうせいかつしらせい さと 共同生活白竹の里
事業所の所在地	ぎふけんかもぐんしらかわちようあこう ばんち 岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2
電話番号等	でんわ ふあつくす Tel 0574-73-1311 Fax 0574-73-1325
サービスの内容	していききょうどうせいかつえんじょ 指定共同生活援助(グループホーム)
事業所の入居定員	にん 8人
主たる対象者	さいいじょう ちてきしやう しゃおよ せいしんしやう しや 18歳以上の知的障がい者及び精神障がい者

### 3. 共同生活住居

住居の名称	ひよもりょう 日向寮
住居の所在地	ぎふけんかもぐんしらかわちようあこう ばんち 岐阜県加茂郡白川町赤河1024番地7
住居の電話番号	0574-73-1960
住居の入居定員	にん 4人

### 4. 事業の目的・運営方針

事業の目的	りようしゃ ちいき きやうどう じりつ にちじようせいかつおよ しゃかいせいかつ いとな 利用者が地域において共同して自立した日常生活及び社会生活が営むことが できるように、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に じて、共同生活住居において入浴、排泄及び食事の介護、相談その他の日常生活 上の援助を適切かつ効果的に行い、もって利用者の福祉向上を図ります。
運営の方針	しょうがいしゃ にちじようせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつとうかんけいほうれい 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係法令 を遵守し、他の社会資源との連携を図った適性かつきめ細やかな指定共同生活 援助のサービス提供を行います。

5. サービス提供に係る住居・設備等の概要

(1) 住居

建物	構造	もくぞうかわらぶきひらやだて 木造瓦葺平家建
	延べ床面積	120.33㎡
	敷地面積	495.00㎡

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	備考
居室	4	39.76 ㎡	1室あたり9.94㎡
和室	1	4.98	
押し入れ	5	8.25	
LDK	1	30.90	
納戸	1	6.63	
浴室	1	3.31	
洗面脱衣室	1	3.31	
便所	2	6.63	
廊下	2	9.94	
玄関・ホール	1	6.62	

(3) 職員の職種・員数及び職務の内容

職種	員数	区分						職務内容
		常勤			非常勤			
		専従	兼任	兼任	専従	兼任	兼任	
管理職	1			1				統括管理
サービス管理責任者	1			1				利用計画の作成
生活支援員	4	1				1	2	利用者の生活支援
世話人	2					2		食事の介護等
事務員	4			4				庶務事務

6. 職員の勤務体制

職種	勤務体制	運営規程の概要
管理職	にち 日(8:00~17:00)、M2(8:30~17:30)	1名
サービス管理責任者	にち 日(8:00~17:00)、M2(8:30~17:30)	1名
生活支援員	C(7:00~16:00)、C2(10:30~19:30) D(17:45~19:30または16:30~18:30)	3名以上
世話人	A(7:00~12:30) E(14:00~19:30)	2名以上
事務員	にち 日(8:00~17:00)	2名以上

※上記の勤務を基本に各月の勤務表に定めるところとする。

## 7. サービス提供の内容

当事業所では、利用者に次のサービスを提供します。

当事業所で行うサービスは、毎年度、利用者個々の希望や支援課題等を把握し、支援目標となる「個別支援計画」を作成して、この「個別支援計画」に基づいて支援を行います。「個別支援計画」は、事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。また、「個別支援計画」の写しを利用者に交付いたします。

### (1) 訓練等給付費対象サービス内容

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の嗜好に配慮し、栄養と利用者の健康状態に配慮した食事の提供に努めるとともに、食事の介護を行います。</li> </ul>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の状況に応じた適切な排泄介護を行います。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として毎日入浴とし、必要な入浴介護を行います。</li> </ul>
着脱衣・整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>身だしなみ、清潔の保持に注意を払います。</li> <li>利用者の好みにより、希望があれば購入支援を行います。</li> <li>季節による衣替え、整理整頓を支援します。</li> </ul>
清掃・洗濯	<ul style="list-style-type: none"> <li>衣類、寝具、住居の清潔が保てるよう必要な清掃・洗濯支援を行います。</li> </ul>
移動	<ul style="list-style-type: none"> <li>買い物、通院等利用者の状況に応じ、必要な移動支援を行います。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者及びその家族が希望する生活や、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。</li> </ul>
社会活動・余暇活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者がより豊かな生活が送れるようレクリエーション・娯楽等についての情報提供や指導を行うなど支援します。</li> <li>地域の一員として地域住民との交流や、地域行事への積極的な参加を支援します。</li> <li>買い物、通院、公共施設の利用等、社会生活能力の向上を図るよう必要な支援を行います。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>常時は職員の連携により、診察、疾病予防及び健康管理に努めます。</li> <li>緊急時は、主治医あるいは協力医療機関等の受診について支援します。</li> <li>利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。(付き添い料が必要となる場合が有ります。)</li> </ul>
服薬管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己管理が困難な利用者には、施設職員の管理下のもと、服薬等の支援を行います。</li> </ul>
金銭管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活費、小遣いなど自己管理が出来るよう支援するとともに必要な利用者には、預り金管理サービス(有料)を提供します。</li> </ul>
夜間の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間における支援が必要な場合は、隣接している障害者支援施設の夜間勤務職員が適切に対応します。</li> </ul>

れんらくちょうせい 連絡調整	りようしゃ につちゆう しゅうろう ふくし りよう けいぞく あんていてき おこな ・ 利用者の日中における就労や福祉サービスの利用が、継続して安定的に行 われるよう事業者との連絡・調整を行い必要な支援を行います。
た その他	じょうき ていきょう かか ひつよう かいご しえん そうだん じよげん おこな ・ 上記サービス提供に係る必要な介護・支援・相談・助言を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

しゅるい 種 類	ない 内 容	いち げつ あ 一カ月当たりの金額
や 家 賃	きょうどうせいかつじゅうきょ りようりよう 共同生活住居の利用料	12,000円
こうねつすいひ 光熱水費	でんき じょうげすいどうおよ とうゆ りようりようきん 電気、ガス、上下水道及び灯油の利用料金	15,000円
しょくざいりようひ 食材料費	しょくじ ざいりようひ 食事の材料費	20,000円
あずかきんかんりひ 預り金管理費	ねんきんとうあずかきん きんせんかんり 年金等預り金の金銭管理	1,500円
にちようひんひとう 日用品費等	にちじょうせいかつひんとう こうにゆづいきん りようしゃ ふたん 日常生活品等の購入代金で利用者に負担し ていただくことが適当であるものに係る費用	じつ ひ 実 費

※ 光熱水費及び食材料費については、毎年度決算後精算を行い残金がある場合は返金します。

(3) 社会生活上の便宜の供与

しゅるい 種 類	ない 内 容
しゃかいしげん かつよう 社会資源の活用	ぎょうせいきかんとう てつづき こうきょうしせつ りよう ちいきぎょうじ さんか りようしゃ ・ 行政機関等への手続や公共施設の利用、地域行事への参加など、利用者の しゃかいせいかつじょう しえん おこな 社会生活向上のための支援を行います。
かぞく こうりゆう 家族との交流	しゅうまつう で き かぞく こうりゆう で き にゅうきよしゃ きせい がいしゆつとう ・ 週末等は出来るかぎり家族との交流が出来るよう入居者の帰省、外出等につ いて家族との連絡調整を行うとともに、毎月、保護者会を開催し、利用者の生 かつじょうたい かくにん こうりゆう きかい ていきょう 活状態の確認や交流の機会を提供します。

8. サービス提供記録の保存等

サービス提供記録の保存	サービスの提供後、5年間保存します。
サービス提供記録の閲覧	月曜日から金曜日の営業日で8:00から17:00まで
サービス提供記録の複写物の交付	複写に関しては、1枚につき5円をいただきます。

## 9. 利用者から受領する費用の種類及びその額

事業者が利用者にお支払いいただく費用は、次のとおりです。

- (1) 指定共同生活援助のサービスを提供した際には、利用者から当該サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとします。
- (2) 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該サービスに通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現にサービスに要した額)の支払いを受けるものとします。この場合、提供した当該サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとします。
- (3) 上記のほか、7.(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の項目に係る費用を利用者からいただきます。ただし、家賃については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により特定障害者特別給付費が事業者を支払われた場合は、当該特定障害者特別給付費を控除した額とします。

## 10. 費用の支払方法等

利用者負担額等の支払いは、事業者からの請求をもとに以下の方法でお支払いください。

＜支払方法＞

- ・ 金融機関からの口座振替又は現金納付
- ・ ご利用できる金融機関：株式会社ゆうちょ銀行又はめぐみの農業協同組合
- ・ 口座振替日(支払日)：毎月25日(当日が金融機関の休業日の場合は、直後の営業日)
- ・ 口座振替手数料は、事業者が負担します。

## 11. 緊急時及び事故発生時等の対応

ア 利用者の病状の急変が生じた場合や事故発生時等には、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医に連絡を行うなど必要な措置を講ずるとともに、ご家族にご連絡いたします。また、必要なケースについては、県、市町村等関係機関に報告します。

イ 障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害賠償を行います。

## 12. 苦情等に関する対応

とうじぎょうしょ そうだんまどぐち 当事業所ご相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情解決責任者 : 統括管理者</li> <li>・ 窓口担当責任者 : 生活支援員</li> <li>・ ご利用時間 : 8:00～17:00(土日・祝日、年末年始を除く。)</li> <li>・ 電話番号 : 0574-73-1311 ・ FAX番号 : 0574-73-1325</li> <li>・ 事業所内に苦情受付箱「なんでも意見箱」を設置していますのでご利用ください。</li> </ul>
くじょうかいけつだいさんしゃいじん 苦情解決第三者委員	ふじい ひさこ 藤井 久子 こうけつ ひろこ 纈纈 弘子 むらせ ひろあき 村瀬 宏明
しちょうそんそうだんまどぐち 市町村相談窓口	す お住まいの市町村福祉担当課
けん そうだんまどぐち 県の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所在地 : 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉農業会館 6階</li> <li>・ 名称 : 岐阜県運営適性化委員会</li> <li>・ 電話番号 : 058-278-5136 ・ FAX番号 : 058-278-5137</li> </ul>

## 13. 虐待防止に関する対応

じぎょうしょ そうだんまどぐち 事業所の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待防止責任者 : 統括管理者</li> <li>・ 窓口担当責任者 : 生活支援員</li> <li>・ ご利用時間 : 8:00～17:00(土日・祝日、年末年始を除く。)</li> <li>・ 電話番号 : 0574-73-1311 ・ FAX番号 : 0574-73-1325</li> </ul>
-----------------------------	--

## 14. 協力医療機関及び歯科協力医療機関

いりょうきかん めいしやう 医療機関の名称	いりょうほうじん はくすいかい しらかわびやういん 医療法人 白水会 白川病院
いんちやうめい 院長名	のじり まこと 野尻 真
しよざいち 所在地	ぎふけんかもぐんしらかわちやうさかのひがし ばんち 岐阜県加茂郡白川町坂ノ東5770番地
でんわばんごう 電話番号	0574-72-2222
しんりやうか 診療科	ないか しか げか がんか せいけいげか ひにやうきか じゆんかんきか しんけいないか 内科、歯科、外科、眼科、整形外科、泌尿器科、循環器科、神経内科

## 15. 非常災害時の対策

ひじやうじ たいおウ 非常時の対応	べつとさだ しらたけ さとしようぼうけいかく 別途定める「白竹の里消防計画」ほか、マニュアルにより対応します。
へいじやうじ くんれん 平常時の訓練	べつとさだ ひなんくんれん ぼうさいしどうけいかく 別途定める「避難訓練・防災指導計画」にのっとり、年2回の避難・防 災訓練を利用者の方も参加して実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動火災報知器</li> <li>・ 簡易型スプリンクラー</li> <li>・ 火災通報装置</li> <li>・ 誘導灯</li> <li>・ 消火器</li> <li>・ ガス漏れ報知器</li> </ul> ※ カーテン、クロスは防災性のあるものを使用しています。



16. 当事業所ご利用に当たって留意いただく事項

<p>がいしゅつがいはく 外出・外泊</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外出・外泊の際は、あらかじめ職員に申し出て承諾を得てください。</li> <li>・ 外出・外泊から戻る際に、利用者の体調に異変がある場合は、事前に施設へご相談の上、決定に従ってください。</li> </ul>
<p>きょしつ せつび きぐ りよう 居室・設備・器具の利用</p>	<p>共同生活住居の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、損害額を賠償していただくことがあります。</p>
<p>きつえん いんしゅ 喫煙・飲酒</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同住居内は禁煙です。喫煙する場合は屋外の決められた場所でお願ひします。</li> <li>・ 飲酒は可能ですが、他の利用者に迷惑にならない程度にお願ひします。</li> </ul>
<p>きちょうひん かんり 貴重品の管理</p>	<p>貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。お金の自己管理ができない利用者につきましては、預り金管理サービスをご利用ください。ただし、所定の管理費用が必要となります。</p>
<p>しゅうきよかつどう 宗教活動 せいじかつどう 政治活動 えいりかつどう 営利活動</p>	<p>利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する布教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>
<p>しいく ペット飼育</p>	<p>共同生活住居内へのペットの持ち込み及び飼育は禁止します。</p>
<p>ぼうかたいさく 防火対策</p>	<p>共同生活住居内で使用するカーテン、カーペット等については、防火性能が必要ですので設置の際は事前にご相談ください。</p>

17. 個人情報の扱い

(1) 個人情報の管理

- ・ 利用者の個人情報の取得、あるいは他のサービス事業者等への情報提供については、事前に利用者の承諾を得るようにします。
- ・ 事業所が保有する利用者の情報について、紛失、漏洩、改ざん防止、及び不正なアクセス等によるリスクに対して必要な安全対策等を講じて適切な管理を行います。

(2) 個人情報保護等に関する相談窓口

- ・ 事業所が保有する個人情報の開示、訂正、保護等についてのご相談、お問い合わせについては、法人事務局へご連絡ください。

・電話 0574-73-1311      ・FAX 0574-73-1325

18. 第三者評価の実施状況

<p>じっし 実施の有無</p>	<p>なし</p>
----------------------	-----------

19. サービス提供開始日

サービス提供開始が可能な年月日	サービス利用契約締結の日から
-----------------	----------------

重要事項等の説明の年月日  
 令和 年 月 日

私は、事業者から本書面に基づいて指定共同生活援助に関するサービスの重要事項等について説明を受け、当該サービスの提供開始に同意します。

利用者	住所	
	氏名	(印)

※ 上記の記載は、利用者が身体等の状況により署名ができないため、私(代理人)が利用者本人の意志を確認の上、代筆しました。

代理人	住所	
	氏名	(印)
	利用者との関係	

前述の重要事項等の内容について、説明しました。

事業者所在地	岐阜県加茂郡白川町赤河1454番地2
事業者名	社会福祉法人 清流会
代表者氏名	理事長 浅井 長可
事業所名	共同生活白竹の里
説明者職氏名	(印)